

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	私立高等学校産業教育施設整備費補助		担当部局庁	初等中等教育局		作成責任者	主任視学官 望月 禎	
事業開始・終了(予定)年度	昭和29年度		担当課室	高校教育改革PT				
会計区分	一般会計		施策名	VI-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	産業教育振興法 第19条		関係する計画、通知等	高等学校産業教育整備基準 (産業教育法施行令別表(第2条関係)) 教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習施設を整備するために、これに要する経費の一部を補助し、もって産業教育の振興を図るものである。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)における産業教育のための実験実習施設を整備するために必要な経費 (1)補助率: 1/3(沖縄分6/10) (2)補助事業者: 学校法人 (3)補助対象事業 一般施設等 ・一般施設 高等学校産業教育施設基準に掲げる施設を整備する。 ・専攻科 高等学校における専攻科の実験実習施設を整備する。 特別装置整備費 高等学校における産業教育のための実験実習施設と一体として使用される特別装置を整備する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算	123	117	63	35	35	
		繰越し等	△ 60	0	0	0		
		計	0	0	0	0		
	執行額	63	117	63	35	35		
	執行率 (%)	53	28	45				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	私立高等学校が設置している専門学科数(専門学科の設置による産業教育の実施は、各学校法人の独自の建学の精神に基づき学科を設置し、実施するものであり、国が目標を設定することにはなじまない)	成果実績	学科	525	514	509	—	
		達成度		—	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	補助対象学校法人数(補助申請は、各学校法人の独自の建学の精神に基づき計画し、また、設置者負担を原則としつつ、その一部について、教育研究機能の維持向上等のために公財政支援を行っているものであり、活動見込み等を設定することにはなじまない)	活動実績 (当初見込み)	法人	3	2	9	—	
				(—)	(—)	(—)	(—)	
単位当たりコスト	算出根拠		※各学校法人により整備する設備が異なるため、単純に単位当たりのコストを算出することにはなじまない。					
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	私立学校施設整備費補助金	35百万円	35百万円					
	計	35百万円	35百万円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	-	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本補助金は、私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習施設を整備する場合に、産業教育振興法第19条の規定に基づいて国が補助するものであるため、国が補助を行う必要がある。 また、不用については、学校の施設整備計画に変更があったことにより学校法人からの交付申請が予定を下回ったため、不用が生じている。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目・	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	補助率を1/3としており、受益者との負担関係は妥当である。また、対象費目については要綱で定義しており、真に必要なものに限定されている。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	各学校法人の独自の建学の精神に基づき計画し、また、設置者負担を原則としつつ、その一部について、教育研究機能の維持向上等のために公財政支援を行っているものであり、実態に応じた補助の執行となっている。また、整備された設備は産業教育の実習に用いられるものであり、十分に活用されているといえる。
	-	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	-	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	<p>本補助金は、私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習施設を整備する場合に、産業教育振興法第19条の規定に基づいて国が補助するものであり、引き続き事業者の実需に応じて適切に実施する必要がある。</p> <p>平成23年度においては、学校の施設整備計画に変更があったことにより学校法人からの交付申請が予定を下回ったため、不用が生じている。</p> <p>平成24年度予算については、計画的な見直しを行うことにより必要最小限まで縮減しているが、今後も限られた予算で最大限の効果が発揮できるよう、事業の緊急性や必要性の観点から効果的な事業実施を図るなどして適正な事業執行に努める。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>1. 事業評価の観点：この事業は、産業教育の振興を図るため、私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習施設を整備するために要する経費の一部補助する事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見：本事業は、昭和29年度から行っている長期継続事業であるが、今後も産業教育の振興を図るために必要な事業であるため、現行において特段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き続き維持すべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
-			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定) http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/080701/002.pdf</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0194	平成23年行政事業レビュー	0130

文部科学省
45百万円

私立高等学校の設置者が産業教育のための実験実習施設を整備するために、これに要する経費の補助



[公募・補助]

A. 私立高等学校産業教育施設整備費補助事業:45百万円
都道府県(全7機関)

産業教育のために必要な実験実習施設を整備するために必要な経費を支出



※法令等に基づき、国にかわって補助事業者への支出を行うものであり、都道府県において物品調達等を行っていない。

[公募・補助]

B. 私立高等学校産業教育施設整備費補助事業:45百万円
学校法人(全9機関)

補助金により、産業教育のために必要な実験実習施設を整備

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロッ
 クごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	私立学校施設整備費補助金の支出	15.2			
計		15.2	計		0
B.学校法人日本大学			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
工事費	家庭科室	12.8			
計		12.8	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 私立高等学校産業教育施設整備費補助事業(都道府県)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	産業教育のために必要な実験実習施設を整備するために必要な経費を支出	15.2	—	—
2	鹿児島県	産業教育のために必要な実験実習施設を整備するために必要な経費を支出	8.2	—	—
3	熊本県	産業教育のために必要な実験実習施設を整備するために必要な経費を支出	6.1	—	—
4	神奈川県	産業教育のために必要な実験実習施設を整備するために必要な経費を支出	5.0	—	—
5	福井県	産業教育のために必要な実験実習施設を整備するために必要な経費を支出	4.1	—	—
6	奈良県	産業教育のために必要な実験実習施設を整備するために必要な経費を支出	3.4	—	—
7	大阪府	産業教育のために必要な実験実習施設を整備するために必要な経費を支出	2.8	—	—

※本事業は補助事業である

B. 私立高等学校産業教育施設整備費補助事業(学校法人)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学校法人日本大学	産業教育のために必要な実験実習施設を整備	12.8	—	—
2	学校法人 神村学園	産業教育のために必要な実験実習施設を整備	8.2	—	—
3	学校法人泉心学園	産業教育のために必要な実験実習施設を整備	6.1	—	—
4	学校法人福井精華学園	産業教育のために必要な実験実習施設を整備	4.1	—	—
5	学校法人白藤学園	産業教育のために必要な実験実習施設を整備	3.4	—	—
6	学校法人聖和学院	産業教育のために必要な実験実習施設を整備	3.2	—	—
7	学校法人常翔啓光学園	産業教育のために必要な実験実習施設を整備	2.8	—	—
8	学校法人駒澤大学	産業教育のために必要な実験実習施設を整備	2.4	—	—
9	学校法人聖和学院	産業教育のために必要な実験実習施設を整備	1.8	—	—

※本事業は補助事業である